

海外渡航及び受入外国人留学生の危機管理ガイドブック

(本ガイドブックでは、金沢工業大学及び国際高等専門学校を「本学」と表記します)

	ページ
はじめに	1
海外における安全対策の基本的な心構え	
第1章 渡航（派遣）前	2
準備・措置すべき事項	
（1）情報収集（渡航先の安全・危険情報、法令・規則に係る情報、習慣・タブーに係る情報）	
（2）本学届出ルールの遵守	
（3）医療・健康情報と予防接種、歯科治療等	
（4）航空券や滞在先手配	
（5）その他の備え	
（6）海外旅行保険、本学の補償制度	
（7）OSSMA (Overseas Students Safety Management Assistance)	
第2章 渡航の実施、継続、延期、中止、途中帰国の意思決定	6
外務省 海外危険情報に基づく意思決定	
第3章 渡航（派遣）中	7
注意事項・大学の対応	
（1）在外公館への在留届の提出（日本人の場合）	
（2）定期連絡の励行	
（3）注意事項（マナー・エチケット、健康管理、交通事故、盗難・紛失、など）	
（4）ケガ・病気による診療・入院	
（5）犯罪、薬物	
（6）知的財産権・情報資産の取り扱い	
（7）紛争・デモ・暴動・災害発生時	
（8）地雷・不発弾による被害防止のために	
（9）誘拐被害防止のために	
第4章 渡航（派遣）後	9
派遣留学の場合	
出張の場合	
第5章 受入留学生	10
事故発生時・非常災害時の緊急連絡先	
（参考）OSSMA 会員専用ヘルプラインサービス	13
（参考）安全対策ホームページ一覧	14

はじめに

海外における安全対策の基本的な心構え

(1) 自分の身は自分で守る

「自分の身は自分で守る」「危険な場所に近づかない」が基本。

生活環境や習慣が異なる海外での滞在は、緊張が続く場合も多く、精神面、肉体面の自己管理が重要です。体調に異変を感じたり、精神的に不安を覚えたりした場合は、早めに相談してください。また、所在を明らかにしておくことも大切です。渡航中も家族や大学と密な連絡を取り合ってください。

(2) 生命の安全を第一に考える

金品を狙う犯罪に遭った場合も生命の安全を第一に考えてください。抵抗する、あるいは抵抗と疑われる行動はしないことも重要です。

(3) 危機管理意識を持続する

予見される危険を認識することが大切です。

また、時間経過に伴う慣れ・自信過剰にも注意が必要であり、「留学直後、3か月過ぎ、帰国直前」が被害に遭いやすいです。

(4) 安全のための三原則の順守

日本での行動形態、生活様式をそのまま海外に持ち込むことで目立ち、自らを危険にさらすことに繋がる場合もあります。

① 目立たない

派手な服装、高価な携行品は避ける。

※公共の場（飲食店、バーなど）で現地の悪口を言う、政治、宗教、文化、習慣、生活環境などを批判することは、目立つばかりでなく狙われる原因にもなるので、差し控えること。

② 行動を予知されない

通学の時間やルートの固定化は避ける。

③ 用心を怠らない

特に夜間の外出は避ける。

(5) 派遣留学プログラムにおける順守事項を理解し、内容に承諾する

各派遣留学プログラムのガイダンスにても提示・説明する現地研修時の注意事項を含め順守事項をよく理解し、内容を承諾することが必要です。

第1章 渡航（派遣）前

準備・措置すべき事項

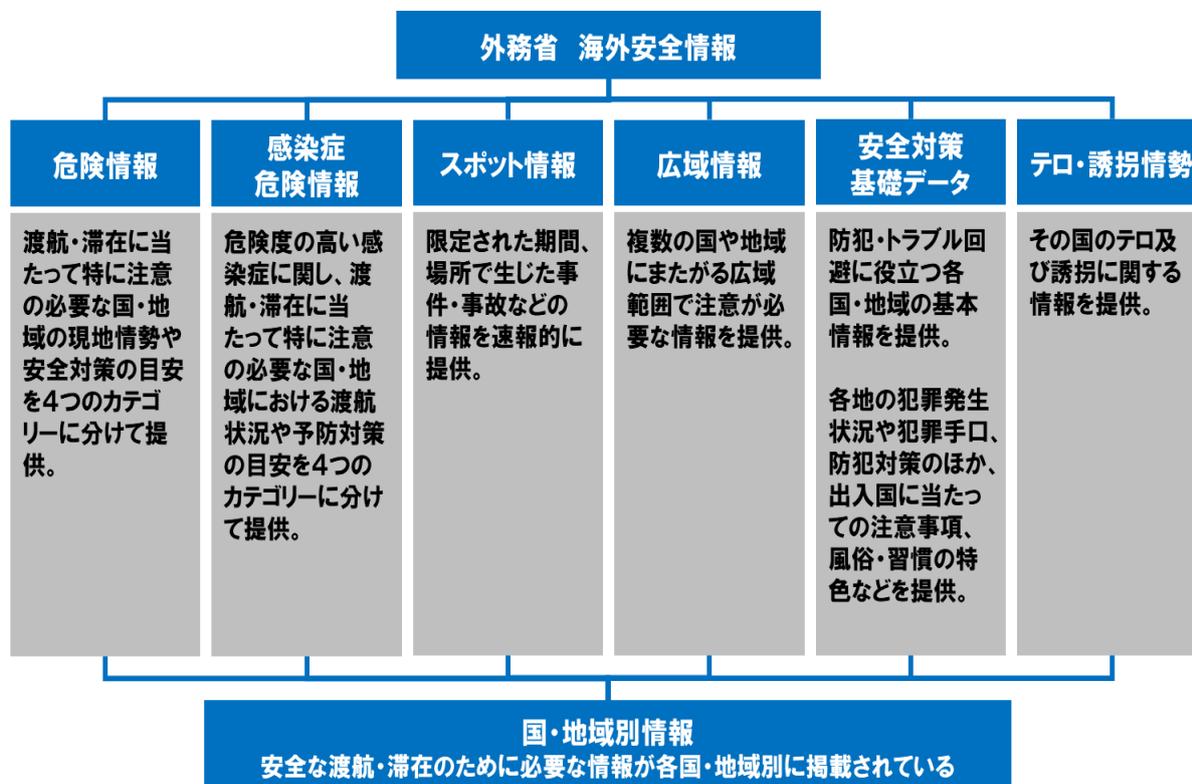
（1）情報収集

- 渡航先の安全・危険情報の収集（15ページ 安全対策ホームページ一覧を参照）
 渡航前の準備として、公的機関や渡航先担当者からの情報を含め、渡航先に関する情報の収集は特に重要です。外務省海外安全ホームページはまず初めに確認してください。治安状況の悪化、感染症、災害、騒乱の発生が報道されている場合、渡航を延期するか中止すべきかを判断する必要があります。（第2章参照）
 現地の状況は都度変化し、日本とは異なる社会事情であることを十分認識し、「自ら身を守ること」を最優先に対応してください。

関連情報ホームページ

外務省海外安全HP (下図参照)	一般犯罪、治安情勢、医療情勢などの総合的な情報 http://www.anzen.mofa.go.jp （PC、スマートフォン） http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp （モバイル） ※「海外邦人事件簿一覧」のページでは、海外でのトラブル等実例が紹介されていますので、渡航前に必ず参照しておいてください。
外務省 渡航登録サービス	https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html 滞在期間 3カ月未満：「たびレジ」、3か月以上：在留届 「たびレジ」簡易登録サイト https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

（参考）外務省「海外安全情報」の体系及び概要



□ 法令・規則に係わる情報収集

国によって出入国に関する規則は異なり、改訂される場合もあるため、十分な確認が必要です。以下は一例です。

① 査証（ビザ）とパスポート残存有効期限

査証取得に必要な書類や手続き方法は国によって異なるため、時間的余裕を持って渡航先国の大使館・領事館に直接問い合わせをする必要がある。大使館に出向き、面接を受けることを条件とする国や、パスポートに一定の残存有効期限がない場合に入国や査証の発給を拒否する国もある。

② 禁制品や通貨持ち込みなどの制限

国ごとの税関事情により輸入（持込み）禁止の品目や規制されている品目が異なり、外国為替管理規制上の相違により違反すると所持金没収や処罰の対象にもなり得る。

（注）日本の関税法上の規制があり、例えば出国時に携帯する現金の合計額が100万円相当額を越える場合には「支払手段等携帯輸出・輸入申告書」を提出しなければならない。また、高度の研究資料等の海外への持ち出しなどについては大量破壊兵器の拡散防止などを目的とする「安全保障貿易管理」の対象となっているので、トラブルを防ぐためにも、日本の税関や経産省のホームページにて必ず内容を確認する。

③ 入国時の検疫

渡航時の感染症の流行状況によって、検疫のレベルは異なる。動植物やその加工品は、輸出国の検査証明書を添えて係官の検査を受けること。医薬品も申告が必要な国もあるため、その際には英語で成分と効能を説明出来るよう準備しておくこと。

□ 習慣・タブーに係わる情報収集

① 渡航先の習慣・タブーに関する情報をネットや各種ガイドブックも活用して確認すること。

② 宗教について敬意をもって接する。また、宗教施設への派手な服装での訪問は厳に慎むこと。

③ 人物を撮影する場合は、必ず本人の了解を取ること。また、法令・規則による撮影禁止場所を必ず確認すること。

（２） 本学届出ルールの遵守

学生等の危機遭遇の際、予め定めた本学関係者への迅速な連絡が事件・事故などのトラブルを未然に防ぐ可能性が高まるため、連絡先等の情報を届出しなければなりません。以下は一例ですが、都度関係部署や予算執行部署の方針に合わせて早めの手続きに努めてください。

対象	派遣の種類	届出書	提出先
学生	留学	留学願、その他申請書	修学相談室 又は 留学支援課
学生（休学）	休学しての留学	休学願	修学相談室
教職員	海外出張	出張申請書	予算執行部署

(3) 医療・健康情報と予防接種、歯科治療等

持病、アレルギー、服用薬、ワクチン履歴を整理し、英語で提示・説明できるようにしてください。

予防接種については、早めに医療機関、扇が丘診療所、留学支援課等に相談し、海外での歯科治療は高額かつ技術的な心配もあるため、渡航前に治療は済ませておくことを強く勧めます。

- 参考：・多言語医療問診票（言語別に問診票例を掲載）<http://kifjp.org/medical/>
作成元 NPO法人国際交流ハーティ港南台、公益財団法人かながわ国際交流財団
・もしもの時の医療用語 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000237045.pdf>

渡航先の医療状況や感染症等について、以下のHP等で必ず確認してください。

外務省 世界の医療事情	http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html
----------------	---

なお、救急車が有料な国もあるので事前に確認しておいてください。

(4) 航空券や滞在先手配

店舗以外にも、予約のウェブサイトが数多くあり、以下にも気を付けてください。

航空券	<ul style="list-style-type: none">・信頼出来る業者を利用する（時に詐欺まがいの被害も発生している）。・格安航空券は、搭乗日や便の変更が不可能なものがある。・ネットで購入した場合、搭乗日や便の変更に多額の手数料を取られる可能性もある。・到着時刻が夕方遅くから深夜の便は、空港から宿泊先への移動を鑑み極力見合わせる。・経由地での乗換えを要する場合は、乗り継ぎ便までの時間に余裕を持つ。 時間が短いと乗り継ぎ手続きやロストバゲージのリスクも高まる。
滞在先	<ul style="list-style-type: none">・滞在先の選定は交通の便、周辺の治安状況、セキュリティ対策などを確認して決める。・受け入れ大学や不動産業者などの助言を得ながら慎重に進める方が良い。・現地の受入担当機関や人物に滞在先の手配を依頼する場合、手配が完了していることを事前に確認する。

(5) その他の備え

- ・「パスポート」「クレジットカード」「航空券」「保険番号」などのコピー
- ・貴重品の紛失・盗難および緊急時に備えての「連絡先リスト」の作成
（大使館・総領事館、現地警察、クレジットカード・航空・保険会社、大学緊急連絡先）
- ・持病のある人は、英語または現地語でのメディカルレポートの作成
- ・緊急カード（Emergency Card）の作成

(6) 海外旅行保険、本学の補償制度

- ・事故・病気に備え、海外旅行保険に必ず加入すること。
- ・保険証券は必ず携帯すること。現地で受診する場合には保険証券がないと、その場で医療機関から治療費用の支払いを求められたり、受診を断られたりする場合もある。
- ・クレジットカードに付帯している場合もあるが、補償内容が十分でない場合や渡航期間90日以内などの条件が設定されている場合があるので留意すること。
- ・保険の適応範囲や保険金が支払われないケースも事前に確認しておくこと。
- ・本学で実施する派遣留学プログラムの場合、補償内容を指定する場合もあるので確認すること。

(7) OSSMA (Overseas Students Safety Management Assistance)

本学が加盟している渡航先における事件・事故等のトラブルへの支援サービス（OSSMA : Overseas Students Safety Management Assistance）に渡航する期間をカバーするよう事前に加入することを強く勧めます。なお、本学が指定する交換留学プログラムに参加する学生には加入（有料）を必須とします。

海外旅行保険は、海外での病気・事故等に遭遇したものに一定額を給付する制度であり、OSSMAは、定期・臨時の安否確認をはじめ、海外渡航先での滞在中に万が一の事件・事故などが発生した

場合、現地の病院や搬送手段などを手配するサービスです。また、海外滞在中のトラブル・心配事・不明な点が発生した場合に24時間365日、日本語・英語で適切な助言が得られるほか、必要に応じて本学担当者へ情報が共有されます。

OSSMAは事前会費制の留学生危機管理サービスであり、保険ではありません。入院、治療、カウンセリング等の費用は会員の自己負担となります。よって、海外におけるサービスを受けるには、海外旅行・留学保険への加入が前提条件です。

OSSMA会員専用ヘルプラインサービスの提供期間：

契約期間内の海外滞在中（日本への一時帰国中はサービスが適用されません）

第2章 渡航の実施、継続、延期、中止、途中帰国の意思決定

外務省 海外危険情報に基づく意思決定

外務省では、海外安全ホームページで、地域別国一覧から、その国の最新の海外危険情報、過去の情報データベース、多発している事件の傾向と対策と、現在の治安情勢を以下のように4段階に大別してきめ細かな危険情報を提供しています。

本学では、危機管理対策やリスクが生じた際の危機管理対応を行う海外危機管理・緊急対策本部が中心となり、出発時や渡航中に以下の勧告が出ている地域への渡航を延期、もしくは渡航の中止および帰国勧告を検討する場合があります。連絡はメールで行い、留学プログラムに関わる学生に対しては留学支援課のウェブサイト、現地大学の担当者などを通じて行います。

危険情報	本学の方針
<p>「レベル1：十分注意してください。」 その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。</p>	<p>実施・継続可能だが、十分な注意を求める。</p>
<p>「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」 その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。 渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。</p>	<p>渡航の延期・中止または帰国</p>
<p>「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」 その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。 （場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）</p>	<p>渡航の中止または帰国</p>
<p>「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」 その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。</p>	<p>渡航の中止または即刻帰国</p>

感染症危険情報	本学の方針
<p>「レベル1：十分注意してください。」 特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。</p>	<p>実施・継続可能だが、十分な注意を求める。</p>
<p>「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」 特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出される場合等。</p>	<p>渡航の延期・中止または帰国</p>
<p>「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」 特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。</p>	<p>渡航の中止または帰国</p>
<p>「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」 特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。</p>	<p>渡航の中止または即刻帰国</p>

第3章 渡航（派遣）中

注意事項・大学の対応

(1) 在外公館への在留届の提出（日本人の場合）

3ヶ月以上の渡航（外務省在留届電子届出システムホームページ）
https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html
3ヶ月未満の渡航（外務省海外旅行登録「たびレジ」ホームページ）
https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

滞在期間が3か月以上の場合、旅券法上、在留届の提出が義務付けられています。外務省のホームページから、届出用紙をダウンロードし必要事項を記入の上、到着後、最寄りの日本大使館・総領事館に提出するほか、同省の専用サイトで登録することも可能です。

- ・ 外務省の海外安全メールマガジンは、同省海外安全ホームページから登録可能ですので、最新情報を入手するためにも本学は登録を推奨しています。
- ・ 外務省の「たびレジ」専用サイトに必要事項（旅行日程・滞在先・連絡先）を入力することにより、滞在先の最新情報や緊急事態発生時の連絡等の受け取りが可能ですので、本学としても渡航時は登録を強く推奨しています。（派遣留学プログラム時は登録が必須です）
- ・ 外国人留学生については、母国の法律・規則にも従った対応をお願いしています。

(2) 定期連絡の励行

家族や周りの人に滞在先情報や連絡先、旅程を伝え、渡航中は定期的に連絡をとることが大切です。緊急連絡先が変更となる場合、その都度本学（所属学科・研究所・予算部署）に連絡してください。

(3) 注意事項

□ マナー・エチケット

国によってマナーやエチケットに相異があるため、事前に良く調べておいてください。

□ 健康管理に注意

- ・ 生水・水道水は飲まず、賞味期限内のミネラルウォーターを利用する。
- ・ 原則として生ものは食べない。衛生状態に問題のある国・地域も多く、生の魚・肉・野菜・卵・カットフルーツ・氷を避けて、十分加熱調理したものを口にする。
- ・ 手洗い・うがいの励行。
- ・ 体調を崩すと現地の感染症等にかかりやすくなるので、十分な休養・睡眠をとる。
- ・ 流行中の感染症や風土病の情報収集を行い、予防対策を講じる。日本にワクチンがないもので渡航前に医師の指示をうけた場合、現地到着後に信頼のおける施設で速やかに接種する。
- ・ 虫刺され予防薬や防虫スプレーを用意し、肌を露出しない服装で生活する。
（通常、スプレー型容器は機内持込みが禁止されているので、現地調達）
- ・ 動物に触れない。特に狂犬病の恐れのある地域に渡航する場合、予防接種の必要性を十分に考慮する。
- ・ 下痢・嘔吐・高熱などの症状が出る、ストレスを強く感じる場合には、医師に相談する。

□ 交通事故に注意

国によって交通ルールや遵法意識が異なるため、予め交通ルールも確認し、歩行者の立場からも安全対策に万全を期してください。

□ 盗難・紛失に注意

盗難や紛失時には、警察に届け出し、被害届の受理書（ポリスレポート）を作成してもらうことになります。受理書はパスポートの再発行や保険金請求に必要となります。

(4) ケガ・病気による診療・入院

- ・ 海外旅行保険のヘルプデスクに電話をして、現地で医療機関の手配を依頼する。
- ・ 医療機関に行く際、治療費を補償する海外旅行保険の保険証を忘れずに持っていく。
- ・ 「持病の治療」は海外旅行保険では支払われない（短期渡航用では補償する保険はある）。この場合は、受け入れを担当する機関や人物など周りの人に相談して適切な医療機関にて診療を受ける。治療費は全額自己負担となるので、現金やクレジットカードを用意する。
- ・ 医師により転院が必要と判断された場合、医療搬送後、継続治療することになる。持病の場合は、搬送費用も全額自己負担となる。

(5) 犯罪、薬物

具体的な犯罪防止対策は、外務省海外安全ホームページの国別の安全対策基礎データにて詳細に紹介されています。犯罪に巻き込まれないために次のような行動をとらないよう留意してください。

- ① 誤解を招く言動・行動
- ② 目立つ服装、化粧
- ③ 夜間の1人歩き

- ・ 薬物は犯罪であり当然厳禁です。海外旅行保険も、麻薬使用に起因する事故は免責となり補償はありません。また、他人に薬物を預からせる（勝手に混入される）ことがあり、事件に巻き込まれないよう、他人からの荷物預かり依頼には絶対に応じないでください。

(必読)

外務省 海外安全ホームページ 海外における薬物犯罪

あなたの海外旅行は…もしかして犯罪に加担していませんか

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_yakubutsu.html

(6) 知的財産権・情報資産の取り扱い

派遣先大学や企業においても様々な情報を取り扱う機会があります。研究上の倫理を順守することはもとより、情報の不正な取り扱いや漏洩が生じることとなれば、個人のみならず本学への賠償責任に発展するリスクもあり無視できません。

派遣学生や研究者は必ず派遣先の指示に従い、加害者になることが無いよう慎重に行動してください。

(7) 紛争・デモ・暴動・災害発生時

- ・ 騒動の群衆等に絶対に近寄らず、身の安全を確保する。
- ・ 街中や空港、キャンパス内などで銃声や爆発音に接した場合、瞬間的には身を低くして付近の遮蔽物に隠れ、迅速にその場を離れる。絶対に発生現場に近づかない。
- ・ ホテル宿泊中に爆発音等に接した場合にはテロ発生の可能性が高く、第二波が発生する可能性もあるので、直ちに、姿勢を低くして、窓から離れ、余裕を見て照明を落とし、むやみに部屋から飛び出さない。
- ・ メールや通信手段が機能しない場合、とにかく身の安全を確保すること。
- ・ 短波放送であれば、外務省からの情報に基づきNHKの国際放送が数次にわたり情報を提供する。また、BBCなどの情報も有効。メール遮断や外出禁止令が発出された場合、現地の日本大使館よりFM放送にて、在留邦人に対し情報提供が行われることもある。
- ・ 在留届を提出あるいは「たびレジ」に登録している滞在者に対しては、在外公館が状況に応じ情報提供や注意喚起等の対応をしているので、その案内に従って行動する。

(8) 地雷・不発弾による被害防止のために

- ・ 該当する国への渡航前および到着後も、現地と国連の除去機関およびNGOから情報収集を行うこと。また、埋設注意喚起の標識に留意すること。
- ・ 原則、危険地域への立ち入りを禁止するが、やむを得ず立ち入り地雷等を発見した時には、その場を動かず周囲に知らせ、専門家の助けを求めること。

(9) 誘拐被害防止のために

- ・ 不当な金銭要求が誘拐組織からなされる危険性を十分に認識して行動すること。
- ・ 滞在中は、目立つ言動や行動を控え、現地人に恨みを買わないようにする。国や地域によって近づくべきでない場所も存在するため、渡航前には入念な情報入手が必要となる。
- ・ 万が一誘拐に遭遇した場合には、
 - ① 抵抗せず相手の指示に従う。
 - ② 長時間を覚悟し、精神的ゆとりを持つ。政治・宗教・イデオロギーの話題は避ける。
 - ③ 出される食事は、毎食しっかりと、救出されることを信じる。

詐欺にも注意！

留学中はすぐに連絡をとりにくい場合が多く、ご家族を狙った犯罪も日本国内で発生しています。渡航中に詐欺被害に遭わないよう、ご家族でお互いに注意をしてください。

留学先での交通事故や、暴力団関係のトラブルを装った事例が多く、複数の人物が登場するなど、手口も巧妙になってきています。電話の内容にパニックを起こさず、冷静に対処をしてください。その為にも、最新の居所、状況を伝えるなど、定期的に連絡を取り合うことがとても大切です。

第4章 渡航（派遣）後

帰国後に速やかに帰国報告（出張の場合は出張報告書）を行ってください。

派遣留学に伴う帰国報告の内容・形式（書類・プレゼンテーションなど）等は各留学プログラムのガイダンス時に説明します。

第5章 受入留学生

受入中の安全確認、危機管理体制、危機発生時の対応を説明するため、受入プログラム毎にオリエンテーションを実施しています。留学生は派遣元・派遣先両国の法律や規則と共に、所属大学と本学の学則や規則を遵守せねばなりません。また、日本におけるマナーやエチケットも学び実行できるよう期待します。

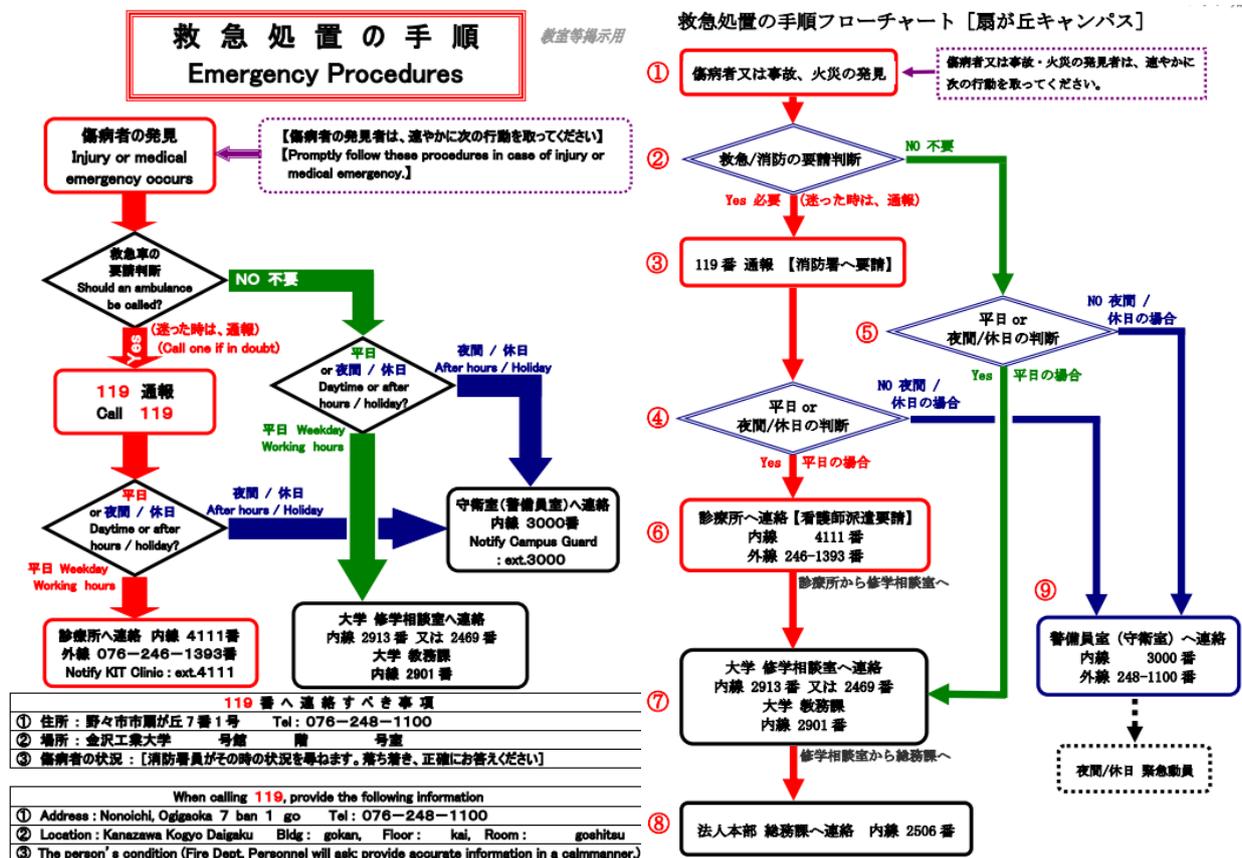
1-1 事故発生時・非常災害時の緊急連絡先

警察への事件・事故の急報 緊急ダイヤル **110**
 火事・救助・救急車 緊急ダイヤル **119**
 警察署 消防署 病院

警察署	石川県警察本部	110 又は #9110(プッシュ回線) 076-225-0110
	白山警察署	076-216-0110
	野々市交番	076-248-0059
	金沢中警察署	076-222-0110
	三馬交番	076-244-4985
消防署	白山野々市広域消防本部	076-276-1119
	野々市消防署	076-248-9119
	金沢中央消防署	076-280-5016
	高尾台出張所	076-280-5214
病院	石川県立中央病院	076-237-8211
	金沢赤十字病院	076-242-8131
	金沢有松病院	076-242-2111

「救急処置の手順」マニュアル Emergency Procedures より

<http://mercury.kanazawa-it.ac.jp/safety/pdf/firstaid.pdf>



1-2 安全委員会で定める基準が上位規程

活動場所（国内外）問わず、安全委員会で定める以下の対策も参考ください。

安全指針	http://mercury.kanazawa-it.ac.jp/safety/files/sisin.pdf
安全の手引き	http://mercury.kanazawa-it.ac.jp/safety/files/tebiki.pdf
応急処置の手順マニュアル	http://mercury.kanazawa-it.ac.jp/safety/pdf/firstaid.pdf
大災害対策基本マニュアル	http://mercury.kanazawa-it.ac.jp/earthquake/saigai-taisaku.pdf
大地震対応ガイドブック	http://mercury.kanazawa-it.ac.jp/earthquake/JisinGuide.pdf
AED 設置場所マップ	http://mercury.kanazawa-it.ac.jp/aed/KIT_AEDoogigaoka.pdf

災害対策関連学園規程 学校法人金沢工業大学の災害関連の規程は次のとおりである。

1. 学校法人金沢工業大学管理規則 (安全衛生委員会、防火防災委員会の設置)	http://comet.kanazawa-it.ac.jp/kisoku/01-03-01.pdf
2. 事務分掌規程 (防災業務担当部署の明示)	http://comet.kanazawa-it.ac.jp/kisoku/01-03-03.pdf
3. 学校法人金沢工業大学の 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)	http://comet.kanazawa-it.ac.jp/kisoku/01-03-04.pdf
4. 学校法人金沢工業大学の 情報セキュリティポリシー	http://comet.kanazawa-it.ac.jp/kisoku/01-03-06.pdf
5. 学校法人金沢工業大学 安全衛生委員会規則	http://comet.kanazawa-it.ac.jp/kisoku/01-06-01.pdf
6. 学校法人金沢工業大学 安全衛生管理規程	http://comet.kanazawa-it.ac.jp/kisoku/01-06-02.pdf
7. 学校法人金沢工業大学 安全委員会規程	http://comet.kanazawa-it.ac.jp/kisoku/01-06-03.pdf
8. 安全委員会運営規程	http://comet.kanazawa-it.ac.jp/kisoku/01-06-04.pdf
9. 学校法人金沢工業大学 防火防災管理規則	http://comet.kanazawa-it.ac.jp/kisoku/01-06-13.pdf
10. 学校法人金沢工業大学 防火防災委員会規程	http://comet.kanazawa-it.ac.jp/kisoku/01-06-14.pdf
11. 金沢工業大学 学外事故の処理及び予防に関する規則	http://comet.kanazawa-it.ac.jp/kisoku/01-06-15.pdf
12. 学校法人金沢工業大学就業規則	http://comet.kanazawa-it.ac.jp/kisoku/08-01-01.pdf

留学生受入プログラムにおける緊急時対応

緊急時の連絡先：国際交流室長もしくは留学支援課

(直通：076-294-6725 FAX: 076-294-6718)

関係機関・部署：警察・消防・救急、修学相談室、守衛室、保険会社、など

留学支援課は受入留学生の所属大学担当者とも密な情報共有を行う。

<学内での事件・事故の場合>

- 1) 本学教職員が適切な処置を取る。
- 2) 緊急連絡網に沿って直ちに各関係部署に連絡する。

<学外での事件・事故の場合>

- 1) その場に居合わせた者が 119 番あるいは 110 番へ通報し、適切な処置を取る。
- 2) 緊急連絡網に沿って直ちに各関係部署に連絡する。

<感染症と思われる症状が出た場合>

- 1) 感染したと思われる学生は、留学支援課もしくは授業担当教員の一番近くにいる者に知らせる。
- 2) 授業担当教員が知りえた情報は、留学支援課へ連絡する。
- 3) 大学修学相談室に連絡後、石川中央保健福祉センター（白山市馬場 2-7 電話番号：076-275-2251/24 時間対応）へ症状を知らせ、指示に従い行動する。状況によっては、自室で学生を隔離する、または病院に入院させる。
- 4) 対応状況を随時修学相談室に報告する。

なお、KIT 国際交流会館での滞在や活動が伴う場合は、「安全管理ガイド KIT 国際交流会館」を準用し受入留学生の安全及び危機管理対策を行う。

(参考) OSSMA 会員専用ヘルプラインサービス

海外滞在中緊急連絡先 (OSSMA会員専用ヘルプラインサービス)

Tel + 8 1 - 3 - 3 8 1 1 - 8 2 8 6 24時間/365日 日本語・英語対応
サービスを受けるためにはOSSMAへの加入が必要です。

申込やサービスの範囲等詳細は国際交流センター留学支援課までお問い合わせください。

OSSMA (Overseas Students Safety Management Assistance)

2020年4月より本学が提携している、日本エマージェンシーアシスタンス(株)の留学生危機管理サービスです。

海外に渡航する際、海外旅行保険だけでは、万が一の時に対応するサポートは限定的ですが、本サービスでは、持病再発、違法ドラッグを不法に摂取させられたことに起因する病気等、メンタル不調など、海外旅行保険が対応しないケースを含めた支援サービスを受けることができます。

留学生危機管理サービス『OSSMA』は事前会費制の、留学生危機管理支援サービスであり、保険ではありませんので、入院、治療、検査、カウンセリングなどの費用等は会員の負担となります。そのため、本サービス加入と合わせ、必ず海外旅行保険への加入が必要です。

(1) サービスの利用資格と内容

留学生危機管理サービスOSSMAは、契約した会員本人とその家族を対象としてサービスが提供されます。契約後、会員番号、サービスの利用方法、各国からのヘルプラインフリーダイヤル、OSSMA専用ヘルプラインが記載されているサービスガイドをEメールにて送付します。

渡航後の海外における医療アシスタンスや日常相談のサービスの他、サービスには定期・臨時の安否確認も含まれます。安否確認には必ず応じるようにしてください。

渡航前は、現地危険情報の提供や海外旅行保険のアドバイスを受けることができます。

(2) OSSMA会員専用ヘルプラインサービスの提供期間

契約期間内の海外滞在中となります。

日本への一時帰国中は、本サービスは適用されません。

(参考) 安全対策ホームページ一覧

外務省 海外安全ホームページ	一般犯罪、治安情勢、医療情勢などの総合的な情報 http://www.anzen.mofa.go.jp (PC、スマートフォン) http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp (モバイル)
外務省 渡航登録サービス	https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html 滞在期間 3カ月未満：「たびレジ」、3カ月以上：在留届 「たびレジ」簡易登録サイト https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html
外務省 在外公館リスト	現地の犯罪情報や治安情報、生活情報 https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html
外務省 世界の医療事情	http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html
国際協力機構 (JICA) 安全対策	安全対策の情報 https://www.jica.go.jp/about/safety/index.html
厚生労働省 検疫所 FORTH	感染症・医療情報 http://www.forth.go.jp/index.html
NHK WORLD-JAPAN 海外安全情報	https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/anzen/
太平洋津波警報 センター	https://ptwc.weather.gov/
多言語医療問診票 (言語別に問診票例を掲載)	http://kifjp.org/medical/ 作成元：NPO法人国際交流ハーティ港南台、公益財団法人かながわ国際交流財団
海外で困ったら 大使館、総領事館のできるごと	https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/taishi_2013.pdf
外務省 海外安全虎の巻	https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/tora_2018.pdf
海外へ進出する日本人・企業のための 爆弾テロ対策 Q & A	https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html
海外における脅迫・誘拐対策 Q & A	https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_04.html
海外旅行のテロ・誘拐対策	https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html
一般社団法人 日本在外企業協会 海外安全情報	https://www.joea.or.jp/safetyinfo

(2020年1月現在)